

○みしまの未来に繋げる同窓会開催事業費補助金交付要綱

令和7年5月16日

(趣旨)

第1条 この要綱は、同窓生の親睦を図るとともに、独身男女の出会いの場を創出するため、市内の小学校、中学校（以下「学校」という。）の卒業生が市内で開催する同窓会に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則（昭和54年三島市規則第8号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 同窓会 同一の学校を卒業した同一学年の者を対象に開催する親睦会をいう。
- (2) 対象店舗等 市が指定する市内の飲食店及び施設をいう。
- (3) 参加者 申請時点で年齢が概ね20歳以上39歳以下のものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、同窓会の主催者とする。

(補助対象の要件)

第4条 補助金の交付対象となる同窓会は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象店舗等で開催されるものであること。
 - (2) 参加者が男女混在の10人以上で開催されるものであり、かつ、半数以上が独身であること。
 - (3) 同窓会において、市が進める少子化対策、諸施策のパンフレットを配布し、参加者がこれらの施策にかかる情報発信に協力が可能であること。
- 2 同一同窓会への補助金の交付は、同一年度内に1回限りとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、参加者の数に3,000円を乗じて得た額とする。ただし、その上限を60,000円とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、次の各号に定める経費とする。

- (1) 飲食費（ただし酒類は除く）
- (2) その他市長が必要と認めた経費

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、みしまの未来に繋げる同窓会開催事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

なお、書類の提出に替えて三島市電子申請システムによる申請も認めるものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 参加者名簿（様式第3号）
- (3) 同窓会開催にかかる案内状の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第8条 市長は、補助金の交付を決定する際に、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならぬこと。
 - ア 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとする場合
 - イ 補助の対象となる経費の額の変更（補助金の額に変更が生じるものに限る。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

（変更の承認申請）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、前条第1号に規定する承認を受けようとする場合は、みしまの未来に繋げる同窓会開催事業変更等承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- なお、書類の提出に替えて三島市電子申請システムによる申請も認めるものとする。
- (1) 変更事業計画書（様式第2号）
 - (2) 参加者名簿（様式第3号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第10条 補助対象者は、開催日から起算して30日を経過した日又は開催日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、補助事業完了報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- なお、書類の提出に替えて三島市電子申請システムによる申請も認めるものとする。
- (1) 実績報告書（様式第2号）
 - (2) 補助対象経費の支払いが確認できる書類
 - (3) 参加者名簿（様式第3号）
 - (4) 参加者全員を把握できる集合写真
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月16日から施行する。